

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第964号)

平成23年10月13日

横 情 審 答 申 第 964 号

平 成 23 年 10 月 13 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮
問について（答申）

平成22年12月28日こ南児第1173号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「特定個人に係わる南部児童相談所児童記録」の個人情報非開示決定に対す
る異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定個人に係わる南部児童相談所児童記録」の個人情報非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定個人に係わる南部児童相談所児童記録」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年11月1日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第2号、第3号及び第7号に該当するため全部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件請求及び異議申立ては、保護者である法定代理人が本人開示請求者である児童（以下「本件児童」という。）に代わって行ったものである。

(2) 条例第22条第2号の該当性について

ア 本件個人情報のうち、本件児童の生育、生活状況等に関する情報には、児童虐待に関わる情報が含まれている。本件児童については、法定代理人である保護者が虐待者、本件児童が被虐待児として通告され相談を受けている経緯がある。

イ 本件児童の生育、生活状況等が含まれる本件個人情報は法定代理人である保護者に対して一部でも開示することにより、本件児童の生命、生活等の福祉及び権利保障を害するおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(3) 条例第22条第3号の該当性について

本件個人情報のうち、家族・第三者に関する情報は、開示請求者以外の相談情報が含まれており、その一部であっても開示することにより開示請求者以外の第三者が特定され、また、相談経過から当該第三者の心情、言動が明らかとなりその権利利益を害するおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(4) 条例第22条第7号の該当性について

ア 南部児童相談所が行う業務は、関係機関、関係団体等との連携と信頼関係が不

可欠である。本件個人情報のうち、関係機関からの通告など情報収集に関する情報については、児童虐待の通告に関わる内容が含まれており、その一部でも開示することは、通告者、関係機関等の対応方針を明らかにするおそれがあり、関係機関・関係団体との信頼関係の構築又は維持に支障を来す。

イ 南部児童相談所による本件児童の評価の記録については、児童相談所による評価は支援のために行うものであり、その内容を一部でも開示することは、援助対象者に予見を与えることとなり、適正な援助業務の遂行に支障を及ぼす。

ウ よって、今後の児童福祉相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、おおむね、次のように要約される。

- (1) 本件個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 特定年月、神奈川県立こども医療センターを受診した。医師から診断、投薬、20日間入院を言われた。保険請求、診療方針に不満を述べたところ、医師から、南部児童相談所に電話通報された。医師は高慢な態度で、妻、本件児童に対しても虚言を述べていることが分かる。本件個人情報の全部を開示してもらわなければ、事実関係がはっきりせず、医師の不正行為が解明できない。保護すべき行動ではない。
- (3) 虐待通報は、特定年月日、受診予約した訳でなく、本件児童と共に神奈川県立こども医療センター総務課に話合いで出向いたことから始まる。以後の行政調査に瑕疵があったことを答申してほしい。
- (4) 実施機関の非開示理由説明書に、法定代理人である保護者が虐待者、本件児童が被虐待児として通告されとあるが、これが事実であるか、虚偽通報であったか。行政処分が当然無効であるというためには、処分に重大かつ明白な瑕疵がなければならぬが、児童相談所がその怠慢により行政調査すべき資料作成を行わなかった現実に対して誤認が明白となれば、明白な瑕疵といえるのではないか。
- (5) 特定年月に神奈川県立こども医療センターなどを統括している神奈川県立病院機構に出向き、確認したところ報告はなく、以後、特定年月に出された診断書では内容が違っている。証拠保全の必要性がある。
- (6) 申立人が、神奈川県立こども医療センターの医師による不正医療行為に対して、条例により診療報酬明細書の開示請求をしたところ、全部開示された。本件児童は

神奈川県立こども医療センターを初診以外一度も受診しておらず、診療報酬明細書等の全部開示により、特定年月日付診断書は、虚偽の診断書であることが証明された。したがって、児童相談所の記録と神奈川県立病院機構から開示されている神奈川県立こども医療センターの医師による「診療内容報告書」が一致しているかどうかは、本件個人情報の全部開示により証明されることである。

- (7) 診療契約上の付随義務の目的となるための要件のうち、「診療契約目的達成に伴う特殊の危険の実現であること」について、精神医療領域では、福祉制度の適用を利用する傾向にあり、本件の児童相談所の対応は、特定年月日付診断書にあるように、「特殊の危険の実現」である。それを神奈川県庁保健課で行政監視するのであって、法規制で児童相談所が開示しないことは誤りである。
- (8) 上記(4)の通告についての事実の有無が、不法行為になるのかどうかは、本件個人情報の全部開示がなければ、神奈川県立病院機構も申立人も話合いにもならない。

5 審査会の判断

(1) 児童相談所の業務について

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関（同法第12条第1項、同法第59条の4第1項）である。児童相談所の業務は、「相談援助活動」と総称され、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、しつけ、不登校等の児童育成上の問題、児童の養護、虐待、非行等に関する事、知的障害、自閉症等の障害に関する事などの様々な問題等について家庭その他からの相談に応じ、専門的立場から児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童及びその家庭に最も適した援助を行うもので、援助に当たっては、常に児童の最善の利益が考慮される。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、本件児童に係る児童記録であり、本件児童の生育に関する情報、関係機関、関係者等との面接又は電話の内容、南部児童相談所による本件児童等に係る評価等が、日時単位で記録されている。

なお、本件請求及び異議申立ては、法定代理人により未成年者である本件児童に代わって行われたものである。

実施機関は、以下のとおり、本件個人情報を3種類に整理し、それぞれについて、

本件児童の生育、生活状況等に関する情報は条例第22条第2号に、本件児童以外の個人と南部児童相談所との間で行われた面接及び電話の記録の情報は条例第22条第3号に、関係機関からの南部児童相談所に寄せられた児童本人に係る情報及び本件児童に係る評価の情報は条例第22条第7号に該当するとして、その全部を非開示としている。

(3) 条例第22条第2号の該当性について

ア 条例第22条第2号では、「本人開示請求者（第20条第2項の規定により代理人が本人に代わって本人開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。・・・）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち児童虐待に関する情報を含む本件児童の生育、生活状況等に関する情報については本号に該当するため非開示としたと主張しているので、以下検討する。

なお、本号該当性の判断においては、法定代理人の開示請求権はあくまでも本人の利益を実現することを目的として設けられていることを考慮すべきであり、とりわけ親権に基づく法定代理人による開示請求における本件個人情報の開示・非開示の判断に当たっては、児童の生命、健康、生活又は財産を害するおそれについて、あくまでも児童本人の利益を最大限に尊重して慎重に解することが必要である。

ウ 児童福祉法第12条の3は、児童相談所における判定を担当する職員について、医師であって精神保健に関して学識経験を有する者又はこれに準ずる資格を有する者及び大学で心理学を専修して卒業した者又はこれに準ずる資格を有する者がそれぞれ一人以上含まれていること、更に、相談及び調査を担当する職員は、「児童福祉司たる資格を有する者でなければならない」と規定している。このように、児童相談所においては、医学や心理学などの専門的な知識や経験を持った職員の判断に基づき前述(1)の業務が行われている。

当審査会が本件個人情報を見分したところ、本件個人情報には、本件児童と法定代理人との間の諸問題を解決するために南部児童相談所において行われた児童福祉に関する専門的な相談等の内容が記録されており、これらの情報は、本件児童の家庭、家族関係などの状況、相談内容、児童相談所の判定、支援、指導等の内容など本件児童の健康、生活等に直接関わる機微にわたる情報であ

ると認められる。

とりわけ、実施機関は、医療機関からの虐待通告を受け、専門的見地から調査等の上、本件児童について法定代理人による虐待を認定しており、本件請求が本件児童の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるとして非開示とした実施機関の判断に不合理な点は認められない。

(4) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち、本件児童以外の個人と南部児童相談所との間で行われた面接及び電話の記録の情報については、本号に該当するため、非開示としたと主張しているので、以下検討する。

当審査会が本件個人情報を見分したところ、本件個人情報には、本件児童以外の個人と南部児童相談所との間で行われた面接及び電話の記録の情報等が記録されていることが認められ、これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当し、また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち、関係機関からの通告など情報収集に関する情報及び南部児童相談所による本件児童に係る評価の記録については本号に該当するため非開示としたと主張しているので、以下検討する。

ウ 児童相談所は、児童虐待の通告を受け付けると、その通告について協議し、調査及び診断の方針、安全確認の時期や方法、一時保護の要否等を検討する。また、

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条第2項では、児童相談所が通告を受けたときは、速やかに児童の安全の確認を行うための措置を講ずるものとされている。児童相談所が調査等を行うに当たっては、自ら調査を行うとともに、より正確な状況把握と客観的な判断を行うために、関係機関へ照会等を行い、より多くの情報を収集する。児童虐待の通告があったとき、迅速かつ臨機応変に対応して児童の安全の確保を図るためには、通告者、関係機関、関係者等から、速やかに十分な情報を収集することが重要である。

児童相談所が行う相談援助業務は、児童相談所単独でその情報収集を行うことは少なく、その後の援助業務においても、関係機関、関係者等との密接、迅速な連携と協力体制が必要となることから、対象となる児童との間だけでなく関係機関、関係者等との信頼関係が必要である。

当審査会としては、このような児童相談所における相談援助業務の性質を踏まえ本件個人情報を見分し、本件処分の妥当性について検討を行った。

そうすると、本件児童に係る情報提供をした関係機関、関係者等としては、実施機関に提供した情報及び実施機関との調整内容が対象となる本件児童や法定代理人に開示されることは想定していないと解すべきである。したがって、本件個人情報に記録されたこれらの情報を開示することは、この信頼関係の構築、維持にとって重大な支障があるものと推察され、今後、関係機関、関係者等の協力が得られなくなることにより、児童相談所の職員等が適正な評価、判定等をするために必要となる情報の聴取が困難になるおそれがあるなど、今後の援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

また、相談援助業務の性格から、通常、児童記録には、対象となる児童はもとよりその家族・家庭に関する情報が主な内容であること、及び対象となる児童と法定代理人との利益が相反する場合が多く、本件も児童相談所によって虐待の認定がなされていることからその例外とはいえないこと等を考え合わせると、本件個人情報に記録されたその内容を開示することは、一方の当事者である法定代理人がその内容を知ることとなり、今後児童相談所が本件児童や関係者から状況等を聞き出そうとした場合に本件児童や関係者が安心して相談できなくなることは明らかであり、児童相談所が状況等の情報を得ることが困難になるなど、開示することは今後の援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

さらに、本件個人情報には、南部児童相談所による本件児童に係る評価、判定、

所見等に関する情報が記録されているが、これらの情報を本件児童に開示すると、本件児童や法定代理人に今後の援助についての予見を与えることも考えられ、今後の援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、当審査会としては、本件個人情報を開示すると今後の本件児童に係る相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、関係機関、関係者等から聴取した内容及び南部児童相談所による本件児童に係る評価、判定、所見等に関する情報は本号に該当すると判断した。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件個人情報を条例第22条第2号、第3号及び第7号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年12月28日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成23年1月11日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年1月13日 (第177回第一部会) 平成23年1月14日 (第183回第二部会) 平成23年1月21日 (第113回第三部会)	・諮問の報告
平成23年1月21日	・実施機関から異議申立書の補正書を受理
平成23年1月25日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成23年5月26日 (第185回第一部会)	・審議
平成23年6月9日 (第186回第一部会)	・審議
平成23年6月23日 (第187回第一部会)	・審議
平成23年7月14日 (第188回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成23年7月28日 (第189回第一部会)	・審議
平成23年8月11日 (第190回第一部会)	・審議
平成23年9月8日 (第191回第一部会)	・審議
平成23年9月22日 (第192回第一部会)	・審議